

2025 年 8 月 18 日

各位

三井住友信託銀行

三井住友信託ダイレクト関連規定の改定について

三井住友信託ダイレクトのサービス変更に伴い、関連規定を 2025 年 11 月 17 日付で改訂・廃止いたします。

※サービス変更・規定変更日付は変更となる場合がございます。変更となる場合は当社ホームページにお知らせを掲載いたします。

<サービス変更の概要>

- ・ テレフォンバンキングのサービス終了
- ・ インターネットバンキングのリニューアル

<改訂対象規定>

- ・ 三井住友信託ダイレクト取引規定
- ・ 三井住友信託ダイレクト振込規定
- ・ 三井住友信託ダイレクト外貨普通預金取引規定
- ・ 三井住友信託ダイレクト外貨定期預金取引規定
- ・ 三井住友信託ダイレクト住宅ローン規定
- ・ 三井住友信託ダイレクトカードローン規定
- ・ 三井住友信託ダイレクト電子交付サービス利用規定
- ・ 三井住友信託海外ダイレクト取引規定

<廃止対象規定>

- ・ 電話認証サービス利用規定

改訂内容については<新旧対照表>（変更部分は下線部）をご参照ください。

<新旧対照表>

三井住友信託ダイレクト取引規定	
旧	新
三井住友信託ダイレクト取引申込書または当社所定の申込方法（以下、総称して「申込書等」という。）により、三井住友信託ダイレクトの申し込みを行った契約者等（契約者が未成年者でない場合は契約者を指し、契約者が未成年者の場合は契約者、法定代理人および運用管理者を指す。）は、三井住友信託ダイレクトの利用にあたり、三井住友信託ダイレクト取引規定（以下「本規定」という。）の内容、契約者等の安全確保のために当社が採用しているセキュリティ措置および本規定に示した暗証番号、パスワード、確認番号または会員番号の不正使用等によるリスク発生の可能性について十分に理解したうえで、自らの判断と責任において三井住友信託ダイレクトを利用することを、承諾したものとします。 記 第1条 三井住友信託ダイレクト 1. 三井住友信託ダイレクトとは (1)三井住友信託ダイレクトは、契約者等ご本人が、電話機またはパーソナルコンピュータ等（以下、「端末」という。）を通じて当社所定の取引（取引に関する照会、届出を含む。以下同じ。）を依頼した場合に、当社がその手続きを行うサービスをいいます。また、三井住友信託ダイレクトのうち、電話による依頼に基づくサービスを「テレフォンバンキング」、インターネットを通じた依頼に基づくサービスを「インターネットバンキング」といいます。 (2)三井住友信託ダイレクトの申し込みは、申込書を、本条第6項に定める代表普通預金口座とする普通預金口座の取引店、または当社所定の方法で提出して	三井住友信託ダイレクト取引申込書または当社所定の申込方法（以下、総称して「申込書等」という。）により、三井住友信託ダイレクトの申し込みを行った契約者等（契約者が未成年者でない場合は契約者を指し、契約者が未成年者の場合は契約者、法定代理人および運用管理者を指す。）は、三井住友信託ダイレクトの利用にあたり、三井住友信託ダイレクト取引規定（以下、「本規定」という。）の内容、契約者等の安全確保のために当社が採用しているセキュリティ措置および本規定に示した<u>本人認証情報（暗証番号、ログインパスワード、ワンタイムパスワード、書面認証コード、アプリによる認証、確認番号）、または会員番号等の不正使用等によるリスク発生の可能性について十分に理解したうえで、自らの判断と責任において三井住友信託ダイレクトを利用することを、承諾したものとします。また、本規定の交付については、当社ホームページ上で掲示しております本規定を契約者等においてご確認いただく方法により行うことを、契約者等において承諾したものとします。</u> 記 第1条 三井住友信託ダイレクト 1. 三井住友信託ダイレクトとは (1)<u>三井住友信託ダイレクトは、契約者等ご本人が、パーソナルコンピュータ等（以下、「端末」という。）を利用して当社所定の取引（取引に関する照会、届け出を含む。以下同じ。）をインターネットを通じて依頼した場合に、当社がその手続きを行う「インターネットバンキング」サービスをいいます（本規定において、当該インターネットバンキングサービスを「インターネットバンキング」という。）。</u> (2)<u>三井住友信託ダイレクトの申し込みは、申込書を当社本支店宛てまたは当社所定の方法で提出、またはインターネットを通じて端末画面上にて当社所定の</u>

行うものとしします。当社は、契約者等のうち当社が定める者に対して、三井住友信託ダイレクトの利用に際して必要となる会員番号および確認番号を記載した三井住友信託ダイレクトご利用カード（以下、「ご利用カード」という。）を発行します。 2. 利用可能なサービス 三井住友信託ダイレクトでご利用いただけるサービスは、以下のとおりとします。残高照会、入出金明細照会、振込取引、普通預金取引、定期預金取引、外貨預金取引、投資信託取引、住宅ローン取引、カードローン取引、財形取引、お届け内容の変更、各種相談等。 3. サービス対象 (1)三井住友信託ダイレクトの対象となる商品の種別および、取扱可能な手続き、時間、限度額等については当社所定の内容に限定します。（なお、取引の種類や契約者の年齢等により、対象とならない場合があります。） (2)三井住友信託ダイレクトにより取引または手続きを行った場合に限定した当社所定の手数料等を適用します。 (3)当社は、三井住友信託ダイレクトの対象取引（または手数料等）を契約者等に事前に通知することなく変更する場合があります。 4. サービス利用環境 三井住友信託ダイレクトを利用するに際してご利用可能な機器は、当社所定の動作環境等の要件を備えた端末に限定します。 5. サービス利用対象者 三井住友信託ダイレクト利用対象者は、日本国内居住の個人のお客さまで当社所定の方法により申し込みを行い当社が利用を認めた方のみの取り扱いとなります。 6. 代表普通預金口座 (1)代表普通預金口座とは、三井住友信託ダイレクトの利用にあたり、振込取引・振替等の資金の入出金を伴う取引において、契約者等が当該資金の入金・引き落としを行う口座として届出したものをいいます。	<u>各種情報を入力して行うものとしします。当社は、契約者等のうち当社が定める者に対して、インターネットバンキングの利用に際して必要となる会員番号を当社所定の方法で通知します。</u> 2. 利用可能なサービス <u>インターネットバンキングでご利用いただけるサービスは以下のとおりとします。残高照会、入出金明細照会、振込取引、普通預金取引、定期預金取引、外貨預金取引、投資信託取引、住宅ローン取引、カードローン取引、財形取引、その他商品の契約照会、お届け内容の変更等。</u> 3. サービス対象 (1)<u>インターネットバンキングの対象となる商品の種別および、取扱可能な手続き、時間、限度額等については当社所定の内容に限定します。（なお、取引の種類や契約者の年齢等により、対象とならない場合があります。）</u> (2)<u>インターネットバンキングにより取引または手続きを行った場合に限定した当社所定の手数料等を適用します。</u> (3)当社は、<u>インターネットバンキングの対象取引（または手数料等）</u>を契約者等に事前に通知することなく変更する場合があります。 4. サービス利用環境 <u>インターネットバンキング</u>を利用するに際してご利用可能な機器は、当社所定の動作環境等の要件を備えた端末に限定します。 5. サービス利用対象者 <u>インターネットバンキング</u>利用対象者は、日本国内居住の個人のお客さまで当社所定の方法により申し込みを行い当社が利用を認めた方のみの取り扱いとなります。 6. 代表普通預金口座 (1)代表普通預金口座とは、<u>インターネットバンキングの利用にあたり、振込取引・振替等の資金の入出金を伴う取引において、契約者等が当該資金の入金・引き落としを行う口座として届け出たものをいいます。</u>
--	--

(2)代表普通預金口座として届出する口座は、契約者ご本人名義の普通預金口座に限ります。 (3)契約者等が、取引の際に特に指定しない場合は、代表普通預金口座を資金の入金・引き落としを行う口座として取り扱います。 (4)契約者等は、振込取引・振替等の取引については手続きの際に代表普通預金口座以外の普通預金口座を資金の入金・引き落としを行う口座として指定することができます。ただし、投資信託取引については投資信託口座でのお取引となります。 7. サービス取扱時間 (1)三井住友信託ダイレクトおよび三井住友信託ダイレクトの対象となる各取引の取扱時間は当社所定の時間内とします。 (2)ただし、当社はこの取扱時間を契約者等に事前に通知することなく変更する場合があります。なお、臨時のシステム調整等の実施により、三井住友信託ダイレクトの全部または一部がご利用できない場合があります。 8. 手数料 三井住友信託ダイレクトによる振込取引、振込取引の組戻し等については、当社所定の振込手数料および組戻手数料等をいただきます。当社は、三井住友信託ダイレクトの手数料等を契約者等に事前に通知することなく変更する場合があります。 第2条 本人確認 1. 三井住友信託ダイレクト暗証番号等について	(2)代表普通預金口座として届け出る口座は、契約者ご本人名義の普通預金口座に限ります。 (3)契約者等が、取引の際に特に指定しない場合は、代表普通預金口座を資金の入金・引き落としを行う口座として取り扱います。 (4)契約者等は、振込取引・振替等の取引については手続きの際に代表普通預金口座以外の普通預金口座を資金の入金・引き落としを行う口座として指定することができます。ただし、投資信託取引については投資信託口座でのお取引となります。 <u>7. 会員番号</u> 会員番号は、三井住友信託ダイレクトの申し込みに伴い、契約者ごとに付与します。契約成立時に当社所定の方法で通知されるほか、インターネットバンキングログイン後の画面等でも確認できます。インターネットバンキングのログイン等で使用します。 8. サービス取扱時間 (1)インターネットバンキングおよびインターネットバンキングの対象となる各取引の取扱時間は当社所定の時間内とします。 (2)ただし、当社はこの取扱時間を契約者等に事前に通知することなく変更する場合があります。なお、臨時のシステムメンテナンス等の実施により、インターネットバンキングの全部または一部がご利用できない場合があります。 <u>9. 振込手数料等</u> インターネットバンキングによる振込取引、振込取引の組戻し等については、当社所定の振込手数料および組戻手数料等をいただきます。当社は、インターネットバンキングの手数料等を契約者等に事前に通知することなく変更する場合があります。 第2条 本人確認 1. 三井住友信託ダイレクト暗証番号等について
---	---

契約者等は、三井住友信託ダイレクトの申し込みにあたり、当社に対して暗証番号の届出を行うものとします。契約者等は、インターネットバンキングを利用する場合は、利用を開始する前に、当社所定の方法でインターネットバンキング用パスワード（以下、「パスワード」という。）を登録するものとします。三井住友信託ダイレクトのご利用の際、インターネットバンキングの場合は、会員番号（ただし、第12条の適用がある場合、旧カードに記載された会員番号に相当する当社所定の番号。以下同じ。）、パスワードおよび確認番号により、また、テレフォンバンキングの場合は、会員番号、暗証番号および確認番号の照合により、契約者等の本人確認を行います。

2. 本人確認手続き

(1)契約者等が三井住友信託ダイレクトにおいて取引の依頼を行うときは、会員番号、パスワードもしくは暗証番号および確認番号を当社所定の方法により正確に伝達するものとします。

(2)前号の内容を当社が確認し、当社に届出・登録された番号等と各々一致した場合に、受付手続きを行います。

(3)当社が提供する他のサービスの利用を契約者等が希望しインターネット上で提供する場合、そのサービスでの本人確認手続きの方法は、それぞれのサービスの規定により定めます。当社は、他のサービスの本人確認において、会員番号、暗証番号、パスワードまたは確認番号を利用することがあります。

契約者等は、三井住友信託ダイレクトの申し込みにあたり、当社に対して暗証番号の届け出を行うものとします。また、インターネットバンキングの利用を開始する前に、当社所定の方法でログインパスワードを登録するものとします。

2. 本人確認手続き

(1)契約者等がインターネットバンキングにおいてログインおよび取引の依頼を行うときは、本項①～⑥の情報（以下、総称して「本人認証情報」という。）にて本人確認を行い、当社に届け出・登録された番号等と各々一致した場合に、受付手続きを行います。本人確認に使用する組み合わせは取引内容により異なる場合があります。

なお、当社が提供する他のサービスの利用を契約者等が希望しインターネット上で提供する場合、そのサービスでの本人確認手続きの方法は、それぞれのサービスの規定により定めます。当社は、他のサービスの本人確認において、本人認証情報を利用することがあります。

① 暗証番号

三井住友信託ダイレクトの申し込みにあたり届け出を行います。インターネットバンキング画面への入力等で本人確認を行います。

② ログインパスワード

インターネットバンキングの利用を開始する前に登録を行います。インターネットバンキング画面への入力等で本人確認を行います。

③ ワンタイムパスワード

契約者等が、当社所定の方法により届け出ている電話番号に、電話またはSMS(ショートメッセージサービス)にて通知する場合と、契約者等がインター

3. 暗証番号等の管理、セキュリティ等 (1)会員番号、暗証番号、パスワードおよび確認番号は契約者等自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。 (2)契約者等は、会員番号、または確認番号につき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合は、直ちに当社に対し届け出るとともに、三井住友信託ダイレクト取引を解約し、新たに三井住友信託ダイレクト取引の申し	<u>ネットバンキングに登録する電子メールアドレスにメールにて通知する場合があります。有効期限内にインターネットバンキング画面へ入力すること等により本人確認を行います。</u> ④ <u>書面認証コード</u> <u>三井住友信託ダイレクトの申し込み時または当社所定の方法にて契約者等が請求した場合に届出住所あてに送付します。有効期限内にインターネットバンキング画面へ入力すること等により本人確認を行います。</u> ⑤ <u>アプリによる認証</u> <u>契約者等が「三井住友信託インターネットバンキングアプリ」の利用登録をしている場合に、アプリ利用開始時に契約者等が登録する PIN コードまたは生体認証を用いて本人確認を行います。当社は、生体認証に利用される生体情報自体を取得・保管することはなく、生体情報の管理責任を負いません。アプリの詳細は三井住友信託インターネットバンキングアプリ利用規約を確認してください。</u> ⑥ <u>確認番号</u> <u>2025 年 11 月 17 日より前に三井住友信託ダイレクトに申し込みを行った契約者等については、当社から発行される三井住友信託ダイレクトご利用カード（以下、「ご利用カード」という。）に記載の確認番号をインターネットバンキング画面へ入力すること等により本人確認を行う場合があります。ご利用カードの取り扱いについては第 6 条を参照してください。</u> <u>3. 本人認証情報等の管理、セキュリティ等</u> <u>(1)会員番号および本人認証情報は契約者等自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。</u> <u>(2)契約者等は、暗証番号、ログインパスワード、ワンタイムパスワード、書面認証コード、確認番号、アプリによる認証につき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合は、直ちに当社に届け出るとともに、当社所定の手続きにより当該情報を変更または使用不可とするものとします。当社は、</u>
--	---

込みを行うものとします。また、契約者等は、パスワード、暗証番号につき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合は、直ちに当社に届け出るとともに、当社所定の手続きによりパスワード、暗証番号を変更するものとします。当社は、届け出がなかったことによって契約者等に生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、いっさいの責任を負いません。

(3)契約者等が、暗証番号、パスワード、確認番号を、誤った内容で当社所定の回数以上連続して端末等に入力した場合または当社宛伝達した場合は、当社は契約者等に対する三井住友信託ダイレクトの利用を停止します。契約者等が三井住友信託ダイレクトの利用の再開を依頼する場合には、当社所定の方法により当社宛に届け出るものとします。三井住友信託ダイレクトの再開は、本人確認の書類の提示を求めるなど当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(4) 第 1 項の規定にかかわらず、契約者等は、当社が銀行法第 52 条の 61 の 10 に定める契約を締結している電子決済等代行業者（以下、「電代業者」という。）に対して、電代業者が提供するサービスを利用するため、会員番号、暗証番号、パスワードおよび確認番号を貸与することができるものとします。この場合、当社は、電代業者からのインターネットバンキングへのアクセスを契約者等ご本人からのアクセスとして扱うこととします。契約者等は、電代業者が提供するサービスを自らの責任により利用するものとし、当社は電代業者やそのサービスについて何ら責任を負わないものとします。また、電代業者による会員番号、暗証番号、パスワードまたは確認番号の漏えいに起因して契約者等に発生した損害または損失について当社は補償しません。契約者等は、電代業者が提供するサービスの利用を停止した場合、自らの責任により、パスワードを変更するものとします。

届け出がなかったことによって契約者等に生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、いっさいの責任を負いません。

(3)契約者等が、本人認証情報を誤った内容で当社所定の回数以上連続して端末等に入力した場合または当社宛伝達した場合は、当社は契約者等に対するインターネットバンキングの利用を停止します。契約者等がインターネットバンキングの利用の再開を依頼する場合には、当社所定の方法により当社宛に届け出るものとします。インターネットバンキングの再開は、本人確認の書類の提示を求めるなど当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(4) 第 1 項の規定にかかわらず、契約者等は、当社が銀行法第 52 条の 61 の 10 に定める契約を締結している電子決済等代行業者（以下、「電代業者」という。）に対して、電代業者が提供するサービスを利用するため、会員番号および本人認証情報を貸与することができるものとします。この場合、当社は、電代業者からのインターネットバンキングへのアクセスを契約者等ご本人からのアクセスとして扱うこととします。契約者等は、電代業者が提供するサービスを自らの責任により利用するものとし、当社は電代業者やそのサービスについていっさいの責任を負わないものとします。また、電代業者による会員番号または本人認証情報の漏えいに起因して契約者等に発生した損害または損失について当社は補償しません。契約者等は、電代業者が提供するサービスの利用を停止した場合、自らの責任により、ログインパスワード等を変更するものとします。

第 3 条 取引の依頼

1. 取引依頼の方法

第3条 取引の依頼

1. 取引依頼の方法

契約者等は第2条第2項の本人確認手続きを経た後、取引に必要な所定事項および確認番号を当社所定の方法により正確に伝達することで、取引を依頼するものとします。

2. 取引依頼の確定

当社がテレフォンバンキングによる取引の依頼を受け付ける場合、受け付ける依頼内容および確認番号を契約者等に対して当該電話で確認します。契約者等がその内容が正しい旨を確認したときは、これにより取引依頼は確定します。テレフォンバンキングを利用する場合は、取引依頼が確定し電話が切られた後は、依頼内容の取り消し、変更はできません。当社がインターネットバンキングによる取引の依頼を受け付ける場合、受け付ける依頼内容および確認番号を契約者等に対して端末上の画面により当社所定の方法で確認します。契約者等がその内容が正しい旨を当社所定の方法により確認し、確認したとの通知が当社に到達したときは、これにより取引依頼は確定します。取引依頼が確定したときは、当社は契約者等に対して、その確定した旨を、インターネットバンキングの端末画面上にて通知するとともに、契約者等が当社に届け出た電子メールアドレスに対して電子メールを発信します。取引依頼の確定の通知が到達しないときは、契約者等は当社に照会するものとします。この照会がなかったことによって契約者等に生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。インターネットバンキングを利用する場合は、当社所定の一部の取り消し可能な手続きを除き、原則として、確定した依頼内容の取り消し、変更はできません。

3. 資金の引き落とし

資金の引き落としを伴う取引については、前項の取引依頼が確定した後、当社は、契約者等から支払依頼を受けた振込資金、当社所定の振込手数料（消費税を含みます。）、振替資金、投資信託購入資金（購入にかかる手数料および諸費

契約者等は取引に必要な所定事項および本人認証情報を当社所定の方法により正確に伝達することで、取引を依頼するものとします。

2. 取引依頼の確定

当社がインターネットバンキングによる取引の依頼を受け付ける場合、受け付ける依頼内容および本人認証情報を契約者等に対して端末上の画面により当社所定の方法で確認します。契約者等がその内容が正しい旨を当社所定の方法により確認し、確認したとの通知が当社に到達したときは、これにより取引依頼は確定します。取引依頼が確定したときは、当社は契約者等に対して、その確定した旨をインターネットバンキングの端末画面上にて通知するとともに、契約者等が当社に届け出た電子メールアドレスに対して電子メールを発信します。取引依頼の確定の通知が到達しないときは、契約者等は当社に照会するものとします。この照会がなかったことによって契約者等に生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。インターネットバンキングを利用する場合は、当社所定の一部の取り消し可能な手続きを除き、原則として、確定した依頼内容の取り消し、変更はできません。

3. 資金の引き落とし

資金の引き落としを伴う取引については、前項の取引依頼が確定した後、当社は、契約者等から支払依頼を受けた振込資金、当社所定の振込手数料（消費税を含みます。）、振替資金、投資信託購入資金（購入にかかる手数料および諸費用を含みます。）または各種手数料（消費税を含みます。）等を、普通預金口座にかかる各種規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード等の提出なしに代

用を含みます。) または各種手数料(消費税を含みます。)等を、普通預金口座にかかる各種規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード等の提出なしに代表普通預金口座(別の口座を指定したときは当該指定された口座)(以下「引落口座」といいます。)より引き落としを行うものとします。 4. 取引依頼の不成立 (1)以下の場合、当社は、契約者等から依頼された取引の依頼はなかったものとして取り扱います。ただし、この取り扱いの場合に、取引が成立しなかったことにより当社に生じた損害については、その賠償を契約者等に対して請求することがあります。この場合、原則として、契約者等自身が、依頼した取引の成否を確認するものとします。テレフォンバンキングの場合は、取引についての通知が到達しないときは、契約者等は当社に照会するものとします。また、インターネットバンキングの場合は、お取引履歴等の表示画面で確認できないときは、契約者等は当社に照会するものとします。 (2)資金を引き落す時において、引落金額(手数料、諸費用がある場合はそれらを含みます。)が引落口座から払い戻すことができる金額(当社が定める一部の取引については、総合口座取引による貸越しを利用できる範囲内の金額を含みます。以下同じです。)を超えるとき。なお、資金の引落日において、引落口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が引落口座から払い出すことができる金額を超える場合は、そのいずれを引き落すかは当社の任意とします。 (3)引落口座が解約済のとき。 (4)契約者等より引落口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当社が所定の手続きをとったとき。 (5)引落口座への入金ができない場合。 (6)差押え等やむを得ない事情があり、当社が支払いを不相当と認めたとき。 (7)災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったと当社が判断したとき。	表普通預金口座(別の口座を指定したときは当該指定された口座)(以下、「引落口座」という。)より引き落としを行うものとします。 4. 取引依頼の不成立 (1)<u>以下(2)から(9)に規定する場合、当社は、契約者等から依頼された取引の依頼はなかったものとして取り扱います。ただし、この取り扱いの場合に、取引が成立しなかったことにより当社に生じた損害については、その賠償を契約者等に対して請求することがあります。この場合、原則として、契約者等自身が、依頼した取引の成否を確認するものとします。インターネットバンキングにおいて、お取引履歴等の表示画面で取引の成否を確認できないときは、契約者等は当社に照会するものとします。</u> (2)資金を引き落す時において、引落金額(手数料、諸費用がある場合はそれらを含みます。)が引落口座から<u>払い戻す</u>ことができる金額(当社が定める一部の取引については、総合口座取引による貸越しを利用できる範囲内の金額を含みます。以下同じです。)を超えるとき。なお、資金の引落日において、引落口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が引落口座から払い出すことができる金額を超える場合は、そのいずれを引き落すかは当社の任意とします。 (3)引落口座が解約済のとき。 (4)契約者等より引落口座への支払停止の<u>届け出</u>があり、それにもとづき当社が所定の手続きをとったとき。 (5)引落口座への入金ができないとき。 (6)差押え等やむを得ない事情があり、当社が支払いを不相当と認めたとき。 (7)災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったと当社が判断したとき。 (8)当社、または、金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
---	---

(8)当社、または、金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。

(9)当社以外の金融機関の責めに帰すべき事由により取引不可能となったとき。

5. 取引内容の確認

(1)契約者等は預金通帳への記入、テレフォンバンキング利用時に別途送付する取引確認書、インターネットバンキングの画面等により取引内容を照合するものとします。万一、取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合、契約者等は直ちにその旨を当社まで連絡するものとします。

(2)当該連絡がなかったことによって契約者等に生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。また、取引内容、残高に相違がある場合において、契約者等と当社との間で疑義が生じたときは、当社の記録の内容をもって取り扱うものとします。

6. 依頼内容の記録・保存

契約者等の三井住友信託ダイレクトによる依頼内容はすべて記録され、当社に相当期間保存されます。

7. 海外からの利用

(1)一時的に三井住友信託ダイレクトを海外からご利用する場合、当社はそれらの行為はすべて日本国内で行われたものとみなします。また、各国の法令、事情、その他の事由により、取引または機能の全部または一部をご利用できないことがあります。なお、海外からの三井住友信託ダイレクトの利用により生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。

(2)契約者等のいずれかの者が海外に居住することになった場合には、三井住友信託ダイレクトを利用することはできません。また、当社所定の届出等をもって利用中止が解除されるまでは、三井住友信託ダイレクトをご利用いただけません。

第4条 免責事項等

(9)当社以外の金融機関の責めに帰すべき事由により取引不可能となったとき。

5. 取引内容の確認

(1)契約者等は預金通帳への記入、インターネットバンキングの画面等により取引内容を照合するものとします。万一、取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合、契約者等は直ちにその旨を当社まで連絡するものとします。

(2)当該連絡がなかったことによって契約者等に生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。また、取引内容、残高に相違がある場合において、契約者等と当社との間で疑義が生じたときは、当社の記録の内容をもって取り扱うものとします。

6. 依頼内容の記録・保存

契約者等のインターネットバンキングによる依頼内容はすべて記録され、当社に相当期間保存されます。

7. 海外からの利用

(1)一時的にインターネットバンキングを海外からご利用する場合、当社はそれらの行為はすべて日本国内で行われたものとみなします。また、各国の法令、事情、その他の事由により、取引または機能の全部または一部を利用できないことがあります。なお、海外からのインターネットバンキングの利用により生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。

(2)契約者等のいずれかの者が海外に居住することになった場合には、インターネットバンキングを利用することはできません。また、当社所定の届け出等をもって利用中止が解除されるまでは、インターネットバンキングをご利用いただけません。

第4条 免責事項等

1. 本人確認

(1)第2条第2項により本人確認手続きを経た後、第3条第2項により取引を行ったうえは、端末、本人認証情報、会員番号について偽造、変造、盗用、不正

1. 本人確認 (1)第2条第2項により本人確認手続きを経た後、第3条第2項により取引を行ったうへは、端末、暗証番号、パスワード、確認番号または会員番号について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。 (2)申込書等、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。 2. 通信手段の障害等 以下の場合、そのために生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。 (1)当社および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等により、取り扱いが遅延または不能となったとき。 (2)当社および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当社が送信した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じたとき。 3. 動作環境の確保 契約者等は、三井住友信託ダイレクトの利用にあたり、契約者等自身が所有・管理する端末を利用し、その端末が正常に稼動する環境については契約者等の責任において確保するものとします。契約者等の端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、もしくは成立した場合、または通知の不到達の場合に契約者等において生じた損害については、当社はいっさいの責任を負いません。 4. 通信経路における取引情報の漏洩等	<u>使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。</u> (2)申込書等、諸届その他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いをした場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。 2. 通信手段の障害等 以下の場合、そのために生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。 (1)当社および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等により、取り扱いが遅延または不能となったとき。 (2)当社および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当社が送信した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じたとき。 3. 動作環境の確保 契約者等は、<u>インターネットバンキング</u>の利用にあたり、契約者等自身が所有・管理する端末を利用し、その端末が正常に稼動する環境については契約者等の責任において確保するものとします。契約者等の端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、もしくは成立した場合、または通知の不到達の場合に契約者等において生じた損害については、当社はいっさいの責任を負いません。 4. 通信経路における取引情報の漏洩等 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等がなされたことにより<u>契約者等の本人認証情報または会員番号、その他の取引情報等が漏洩した場合</u>、そのために生じた損害については、当社
---	---

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等がなされたことにより契約者等の暗証番号、パスワード、確認番号または会員番号、その他の取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。ただし、上記により漏洩したログインパスワード等の盗用により損害が発生した場合の責任については、第5条による補てんの請求を申し出ることができるものとします。 5. ウイルス感染等 当社が契約者等への通知等に電子メールを使用した場合、一般的に合理的と認められる方法により当社がウイルスチェックを行っている限りにおいて、万一契約者等の端末がウイルスに感染してしまった場合でも、当社はいっさいの責任を負いません。 6. 郵送上の事故 当社がご利用カードを発行し契約者等に郵送する際に、郵送上の事故等当社の責めによらない事由により、第三者（当社職員を除く。）が会員番号、確認番号等を知り得たとしても、そのために生じた損害については、当社はいっさいの責任を負いません。 第5条 補てんの請求 1. 盗取されたログインパスワード等を用いて行われた不正な振込（以下、本条において「当該振込」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当社に対して当該振込の額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。 (1)ログインパスワード等の盗取または当該振込等に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること (2)当社の調査に対し、契約者等より十分な説明が行われていること (3)当社に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗取にあったことが推測される事実を確認できるものを示すなど、被害状況、警察への通知状況等について当社の調査に協力していること	に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。ただし、上記により漏洩した本人認証情報の盗用により損害が発生した場合の責任については、<u>第5条による補てんの請求を申し出ることができるものとします。</u> 5. ウイルス感染等 当社が契約者等への通知等に電子メールを使用した場合、一般的に合理的と認められる方法により当社がウイルスチェックを行っている限りにおいて、万一契約者等の端末がウイルスに感染してしまった場合でも、当社はいっさいの責任を負いません。 6. 郵送上の事故 当社が書面認証コードを発行し契約者等に郵送する際に、郵送上の事故等当社の責めによらない事由により、第三者（当社職員を除く。）が会員番号、書面認証コード等を知り得たとしても、そのために生じた損害については、<u>当社はいっさいの責任を負いません。</u> 第5条 補てんの請求 1. 盗取された本人認証情報を用いて行われた不正な振込（以下、本条において「当該振込」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当社に対して当該振込の額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。 <u>(1)本人認証情報の盗取または当該振込等に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること</u> (2)当社の調査に対し、契約者等より十分な説明が行われていること (3)当社に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗取にあったことが推測される事実を確認できるものを示すなど、被害状況、警察への通知状況等について当社の調査に協力していること 2. 前項の請求がなされた場合、当該振込が契約者等の故意または重過失による場合でなく、かつ、利用する端末の安全対策や<u>本人認証情報の管理を十分に</u>行っている等、契約者等が無過失である場合、当社は、当社へ通知が行われた日の30日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情がある
---	---

2. 前項の請求がなされた場合、当該振込が契約者等の故意または重過失による場合でなく、かつ、利用する端末の安全対策やログインパスワード等の管理を十分に行っている等、契約者等が無過失である場合、当社は、当社へ通知が行われた日の30日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることを契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた振込の額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）の一部もしくは全部を補てんするものとします。なお、当該振込が行われたことについて、契約者等が無過失と認められない場合にも、一部もしくは全部を補てんすることがあります。 3. 前2項の規定は、第1項にかかる当社への通知が、ログインパスワード等が盗取された日（ログインパスワード等が盗取された日が明らかでないときは、盗取されたパスワード等を用いて行われた不正な振込が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てん責任を負いません。 (1)当該振込が行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること ① 契約者等の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと ② 契約者等が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと (2)ログインパスワード等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと 5. 当社が当該預金について契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、契約者が、当該振込を受けた者から損害賠償または不当	ことを契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた振込の額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下、「補てん対象額」という。）の一部もしくは全部を補てんするものとします。なお、当該振込が行われたことについて、契約者等が無過失と認められない場合にも、一部もしくは全部を補てんすることがあります。 3. 前2項の規定は、第1項にかかる当社への通知が、<u>本人認証情報が盗取された日（本人認証情報が盗取された日が明らかでないときは、盗取された本人認証情報を用いて行われた不正な振込が最初に行われた日。）</u>から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。 4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てん責任を負いません。 (1)当該振込が行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること ③ 契約者等の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと ④ 契約者等が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと (2)<u>本人認証情報の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと</u> 5. 当社が当該預金について契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、契約者が、当該振込を受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、当該振込により被った損害について契約者ご本人が保険金を請求できる場合には当該請求ができる保険金相当額の限度において、同様とします。
--	--

利得返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、当該振込により被った損害について契約者ご本人が保険金を請求できる場合には当該請求ができる保険金相当額の限度において、同様とします。

6. 当社が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

7. 当社が第2項の規定により補てんを行ったときは、当社は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取されたパスワード等により不正な振込を受けた者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権、不当利得返還請求権、保険金等請求権およびその他の権利を取得するものとします。

第6条 譲渡・質入れの禁止等

1. ご利用カードの所有権

ご利用カードの所有権は、当社に帰属するものとし、契約者等のうち当社が定める者にご利用カードを貸与するものとします。

2. 譲渡・質入れの禁止

ご利用カードは、他人に譲渡、質入れ、貸与、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。

6. 当社が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

7. 当社が第2項の規定により補てんを行ったときは、当社は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された本人認証情報により不正な振込を受けた者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権、不当利得返還請求権、保険金等請求権およびその他の権利を取得するものとします。

第6条 ご利用カードの取り扱い

1. ご利用カードについて

2025年11月17日以降に三井住友信託ダイレクトの申し込みを行った場合は、ご利用カードは発行されず、その他の本人認証情報にて本人確認を行います。2025年11月17日より前に三井住友信託ダイレクトに申し込みを行った契約者等は、2025年11月17日以降にインターネットバンキングに初めてログインする際の本人確認で、ご利用カードに記載の確認番号を利用する場合があります。

2. ご利用カードの利用終了

2025年11月17日より前に三井住友信託ダイレクトに申し込みを行った契約者等が、2025年11月17日以降にインターネットバンキングにログインし、当社に届け出ている電話番号および電子メールアドレスが連絡手段として有効に機能することを当社所定の手続により確認完了した（以下、「初回ログイン完了」という。）時点で、確認番号を利用した本人確認は行われなくなり、ご利用カードの利用を終了するものとします。

3. ご利用カードの所有権・破棄

ご利用カードの所有権は、当社に帰属するものとし、契約者等のうち当社が定める者にご利用カードを貸与するものとします。

第2項に記載の初回ログインが完了し、利用終了したご利用カードは、契約者等の責任により破棄するものとします。破棄する場合は、会員番号が記載されていることに留意し、裁断等の処理を行ったうえで実施してください。なお、契約者等が会員番号の記録のために、利用終了したご利用カードを継続保有す

第7条 解約等 1. 都合解約 本規定による契約は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。なお、契約者からの解約の通知は書面または当社所定の方法によるものとします。 2. 代表普通預金口座の解約 代表普通預金口座が解約されたときは、三井住友信託ダイレクトは解約されたものとみなします。 3. サービスの利用停止 契約者等が当社との取引規定に違反した場合や、契約者以外の他人により不正にサービスを利用される恐れがあると当社が判断した場合等、当社が三井住友信託ダイレクトの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当社はいつでも、契約者等に事前に通知することなく三井住友信託ダイレクトの全部または一部の利用を停止することができます。 4. サービスの強制解約 契約者等に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当社はいつでも、三井住友信託ダイレクトを解約することができます。この場合、契約者等への通知の到着のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に三井住友信託ダイレクトは解約されたものとします。	<u>る場合は、契約者等自身の責任において嚴重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。</u> 4. 譲渡・質入れの禁止 ご利用カードは、他人に譲渡、質入れ、貸与、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。 第7条 解約等 1. 都合解約 本規定による契約は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。なお、契約者からの解約の通知は書面または当社所定の方法によるものとします。 2. 代表普通預金口座の解約 代表普通預金口座が解約されたときは、三井住友信託ダイレクトは解約されたものとみなします。 3. サービスの利用停止 契約者等が当社との取引規定に違反した場合や、契約者等以外の他人により不正にサービスを利用される恐れがあると当社が判断した場合等、<u>当社がインターネットバンキングの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当社はいつでも、契約者等に事前に通知することなくインターネットバンキングの全部または一部の利用を停止することができます。</u> 4. サービスの強制解約 契約者等に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当社はいつでも、三井住友信託ダイレクトを解約することができます。この場合、契約者等への通知の到着のいかんにかかわらず、<u>当社が解約の通知を第9条第1項に定める連絡先にあてて発信した時に三井住友信託ダイレクトは解約されたものとします。</u> (1)住所変更の届け出を怠る等により、当社において契約者等の所在が不明となったとき
---	---

(1)住所変更の届出を怠る等により、当社において契約者等の所在が不明となったとき (2)契約者が未成年者であって運用管理者を設定している場合において、当該契約者が成年に達したとき (3)支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始もしくは今後制定される倒産手続開始の申立て（日本国外における同様の手続開始の申立てを含みます。）があったとき (4)相続の開始があったとき (5)1年以上にわたり三井住友信託ダイレクトの利用がないとき (6)手形交換所の取引停止処分を受けたとき（日本国外における同様の処分を含みます。） (7)契約者等が本規定に違反したとき、もしくはそれに準ずる行為を行ったと当社が判断したとき (8)その他三井住友信託ダイレクトの利用停止を必要とする相当の事由が生じたとき 5．当社からのサービスの利用停止、都合解約および強制解約により契約者等において損害が生じても、当社はいっさいの責任を負いません。 第8条 ご利用カードの紛失、届出事項の変更等 1．ご利用カードを失った場合または盗難にあったとき、ご利用カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用される恐れが生じたときまたは他人に使用されたことを認知したときには、契約者等は直ちに当社に届け出るものとします。この届出を受けたときは直ちに三井住友信託ダイレクトによる預金等の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。	(2)契約者が未成年者であって運用管理者を設定している場合において、当該契約者が成年に達したとき (3)支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始もしくは今後制定される倒産手続開始の申立て（日本国外における同様の手続開始の申立てを含みます。）があったとき (4)相続の開始があったとき (5)1年以上にわたり三井住友信託ダイレクトの利用がないとき (6)手形交換所の取引停止処分を受けたとき（日本国外における同様の処分を含みます。） (7)契約者等が本規定に違反したとき、もしくはそれに準ずる行為を行ったと当社が判断したとき <u>(8)反社会的勢力等であると判明したとき、または資金提供その他の行為を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与をしていると判明したとき</u> (9)その他三井住友信託ダイレクトの利用停止を必要とする相当の事由が生じたとき 5．当社からのサービスの利用停止、都合解約および強制解約により契約者等において損害が生じても、当社はいっさいの責任を負いません。 第8条 書面認証コード・ご利用カードの紛失、届出事項の変更等 <u>1．有効期限内の書面認証コードまたは利用終了前のご利用カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用される恐れが生じたときまたは他人に使用されたことを認知したときには、契約者等は直ちに当社に届け出るものとします。この届け出を受けたときは直ちにインターネットバンキングによる預金等の払戻し停止の措置を講じます。この届け出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。</u> <u>2．三井住友信託ダイレクトにかかる印章を失ったときは、契約者等（本項においては、契約者が未成年者の場合、契約者または法定代理人を指す。）は直ちに当社所定の方法により届け出るものとします。また、印章、氏名、住所、電</u>
--	---

2. 三井住友信託ダイレクトにかかる印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、契約者等（本項においては、契約者が未成年者の場合、契約者または法定代理人を指す。）は直ちに当社所定の方法により届け出るものとします。この届け出の前に生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。ただし、届出事項のうち、当社所定の事項の変更については、契約者等が操作する端末による依頼にもとづきその届出を受け付けます。その際には、当社は第3条の各条項に準じて取り扱います。なお、契約者等から届出事項の変更依頼があり、当社でその手続きを行っている期間については、三井住友信託ダイレクトを利用できないことがあります。

3. ご利用カードを失った場合の再発行は、本人確認の書類の提示を求めるなど当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

4. 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたとき、または、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたとき（日本国外において同様の手続きが開始されたとき、または同様の監督人等が選任されたときを含みます。）は、直ちに当社所定の方法により届け出るものとします。この届け出の前に生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。

第9条 通知等の連絡先

電話番号、電子メールアドレス、その他の届出事項に変更があったとき、または届出事項に不備があるときは、契約者等は直ちに当社所定の方法により届け出るものとします。この届け出の前に生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。ただし、届出事項のうち、当社所定の事項の変更については、契約者等が操作する端末による依頼にもとづきその届け出を受け付けます。その際には、当社は第3条の各条項に準じて取り扱います。なお、契約者等から届出事項の変更依頼があり、当社でその手続きを行っている期間については、インターネットバンキングを利用できないことがあります。また、当社が届出住所あてに発送したにもかかわらず、書面認証コードが不着となり当社あてに返送された場合に再送は行いません。契約者等は届出住所等を変更のうえ、必要に応じて書面認証コードの送付を再度請求するものとします。

3. ご利用カードの紛失等により第1項に記載の各種停止措置が行われた場合、当社所定の手続きを完了した場合には、各停止措置を解除します。このとき、ご利用カードの再発行は行われず、契約者等は、その他の本人認証情報を用いてインターネットバンキングの利用を行うものとします。

4. 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたとき、または、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたとき（日本国外において同様の手続きが開始されたとき、または同様の監督人等が選任されたときを含みます。）は、直ちに当社所定の方法により届け出るものとします。この届け出の前に生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。

第9条 通知等の連絡先

1. 当社は契約者等に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、当社に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

2. 当社が前項の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、第8条の届け出を怠る等契約者等の責めに帰すべ

1. 当社は契約者等に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、当社に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。 2. 当社が前項の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、第8条の届出を怠る等契約者等の責めに帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。また、当社の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とします。 第10条 規定等の準用 本規定に定めのない事項については、三井住友信託ダイレクト振込規定その他の関連規定により取り扱います。 第11条 契約期間 三井住友信託ダイレクトの契約期間については、特に期限を定めず、第7条に基づく解約が行われるまで契約期間が継続するものとします。 第12条 旧カードに関する特約 1. 旧カードの使用 三井住友信託ダイレクトに相当するサービスのために当社が発行したカード（以下「旧カード」という。）は、当社所定の方法でご利用カードに切り替えるまでの間は、本規定に従い、三井住友信託ダイレクトにおいて、ご利用カードとして利用できるものとします。 2. 本規定の第2条第1項から前条において、「会員番号」は、旧カードに記載された会員番号に相当する当社所定の番号とします。 3. 前条にかかわらず、当社は、契約者等のうち当社が定める者に対するご利用カードの送付および通知により、旧カードの契約期間を定めることができます。契約期間経過後は、旧カードはご利用いただけません。 第13条 規定の変更	き事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。また、当社の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とします。 第10条 規定等の準用 本規定に定めのない事項については、三井住友信託ダイレクト振込規定その他の関連規定により取り扱います。 第11条 契約期間 三井住友信託ダイレクトの契約期間については、特に期限を定めず、第7条に基づく解約が行われるまで契約期間が継続するものとします。 第12条 規定の変更 <u>1. 本規定の各条項その他の条件は、法令等に反しない範囲で、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この変更によって生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。</u> <u>以 上</u> （2025年11月17日現在）
--	---

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以 上	
---	--

三井住友信託ダイレクト振込規定	
旧	新
第1条 適用範囲 三井住友信託ダイレクト取引規定に定める契約者が、当社または他の金融機関の国内本支店における預金口座あてのテレフォンバンキングによる振込取引（以下、「テレフォンバンキング振込取引」という。）またはインターネットバンキングによる振込取引（以下、「インターネットバンキング振込取引」といい、テレフォンバンキング振込取引とインターネットバンキング振込取引を総称して、「ダイレクト振込取引」という。）を行う際は、三井住友信託ダイレクト取引規定の他、この規定により取り扱います。 第2条 ダイレクト振込取引 1. ダイレクト振込取引は、当社が別途定める範囲内で契約者が設定する、1日あたりのダイレクト振込取引の振込金額合計額の上限（以下、「1日の振込上	第1条 適用範囲等 三井住友信託ダイレクト取引規定に定める契約者が、当社または他の金融機関の国内本支店における預金口座あての<u>インターネットバンキングによる振込取引</u>（以下、「<u>インターネットバンキング振込取引</u>」という。）を行う際は、三井住友信託ダイレクト取引規定の他、<u>本規定により取り扱います。本規定の交付については、当社ホームページ上で掲示しております本規定を契約者においてご確認いただく方法により行うことを、契約者において承諾したものとします。</u> 第2条 インターネットバンキング振込取引 <u>1. インターネットバンキング振込取引は、当社が別途定める範囲内で契約者が設定する、1日あたりのインターネットバンキング振込取引の振込金額合計</u>

限金額」という。)内で行うことができます。なお、入金口座無しの事由により依頼日の当日中の振込資金が既に返却されている場合には、当該額は振込金額合計額には算入されません。ダイレクト振込取引の依頼は、当社所定のご利用時間内に受け付けます。

2. 1日の振込上限金額について、契約者は、当社が別途定める範囲内で任意に設定・変更できるものとします。変更については、当社所定の方法、または三井住友信託ダイレクト取引規定に定めるところにより受け付けます。この変更による1日の振込上限金額は当社における登録手続きの完了後適用されます。

3. ダイレクト振込取引はすべて電信扱いによるものとします。

4. テレフォンバンキング振込取引にあたっては、当社所定の方法により、その依頼事項および確認番号をオペレーターに正確に伝えて下さい。当社は、オペレーターに告げられた事項を依頼内容とします。依頼内容について不備があった場合、これによって生じた損害について当社は何ら責任を負いません。

5. インターネットバンキング振込取引にあたっては、当社所定の方法により、その依頼事項および確認番号を端末に正確に入力し、当社あて送信して下さい。当社は、受信した依頼事項を依頼内容とします。依頼内容について不備があった場合、これによって生じた損害について当社は何ら責任を負いません。また、資金移動を伴わない振込先の口座確認を当社が定める回数を連続して行った場合は、振込先の口座確認を停止します(振込取引は停止されません)。ただし、口座確認が停止されていない場合であっても入金口座の金融機関・口座の状況によっては口座確認出来ないことがあります。

6. ダイレクト振込取引の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料(以下、「振込資金等」という。)を入金のうえ、依頼をするものとします。

第3条 取引日付

額の上限(以下、「1日の振込上限金額」という。)内で行うことができます。なお、入金口座無しの事由により依頼日の当日中の振込資金が既に返却されている場合には、当該額は振込金額合計額には算入されません。インターネットバンキング振込取引の依頼は、当社所定のご利用時間内に受け付けます。

2. 1日の振込上限金額について、契約者は、当社が別途定める範囲内で任意に設定・変更できるものとします。変更については、当社所定の方法、または三井住友信託ダイレクト取引規定に定めるところにより受け付けます。この変更による1日の振込上限金額は当社における登録手続きの完了後適用されます。

3. インターネットバンキング振込取引はすべて電信扱いによるものとします。

4. インターネットバンキング振込取引にあたって、契約者は、当社所定の方法により、その依頼事項および三井住友信託ダイレクト取引規定に記載の本人認証情報を端末に正確に入力し、当社あて送信します。当社は、受信した依頼事項を依頼内容とします。依頼内容について不備があった場合、これによって生じた損害について当社はいっさいの責任を負いません。また、資金移動を伴わない振込先の口座確認を当社が定める回数を連続して行った場合は、振込先の口座確認を停止します(振込取引は停止されません)。ただし、口座確認が停止されていない場合であっても入金口座の金融機関・口座の状況によっては口座確認出来ないことがあります。

5. インターネットバンキング振込取引の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料(以下、「振込資金等」という。)を入金のうえ、依頼をするものとします。

第3条 取引日付

1. インターネットバンキング振込取引にあたっては、振込取引の実施日は、原則として受付日当日とします。ただし、取引の依頼内容の確定時点で当社が別途定める当日手続締切時間を過ぎている場合、または、入金口座の金融機関・入金口座の状況等によっては翌営業日扱とします。

2. テレフォンバンキング振込取引にあたっては、当社が別途定める当日手続締切時間までに依頼を受け付けたダイレクト振込取引については、ダイレクト振込取引の依頼を受け付けた当日付にて取り扱うことを原則とします。当日手続締切時間を過ぎて依頼を受け付けた振込取引については、翌営業日付での取り扱いとなります。

3. 同一日に依頼された全ての振込取引について、その取扱日に関わらず、振込金額合計額は、1日の振込上限金額を超えないものとします。

4. ダイレクト振込取引の受付時点で取引内容が確定できない等の事由により手続きができない場合は、手続きが可能となった日付での取り扱いとなります。

第4条 振込契約の成立

1. 振込契約は、当社がダイレクト振込取引の依頼に基づき払出依頼のあった契約者名義の預金等（以下「払出口座」という。）から振込資金等を払い戻したときに成立するものとします。当社は振込資金等を、払出口座に係る各種規定にかかわらず、通帳、払出請求書（自動引落の依頼書を含む）の提出なしに自動的に引き落します。なお、入金口座無し等の事由により、振込資金が返却されることとなる場合も、一旦成立した振込契約は不成立とはならず、第2条第1項および第6条第3項が適用されるものとします。

2. テレフォンバンキング振込取引の依頼を当社が受け付けた後は、原則として、テレフォンバンキングによる依頼内容の変更、依頼の取りやめはできません。振込契約成立後にその依頼内容を変更する場合または、その依頼を取りやめる場合には、当社の三井住友信託ダイレクト担当部署または取引店（三井住友信託ダイレクト取引規定に定める取引店をいう。以下同じ）の窓口において第7条所定の手続きにより取り扱います。

1. インターネットバンキング振込取引にあたっては、振込取引の実施日は、原則として受付日当日とします。ただし、取引の依頼内容の確定時点で当社が別途定める当日手続締切時間を過ぎている場合、または、入金口座の金融機関・入金口座の状況等によっては翌営業日扱とします。

2. 同一日に依頼された全ての振込取引について、その取扱日に関わらず、振込金額合計額は、1日の振込上限金額を超えないものとします。

3. インターネットバンキング振込取引の受付時点で取引内容が確定できない、または当社所定の利用条件等の事由により手続きができない場合は、手続きが可能となった日付での取り扱いとなります。

第4条 振込契約の成立

1. 振込契約は、当社がインターネットバンキング振込取引の依頼に基づき払出依頼のあった契約者名義の預金等（以下、「払出口座」という。）から振込資金等を払い戻したときに成立するものとします。当社は振込資金等を、払出口座に係る各種規定にかかわらず、通帳、払出請求書（自動引落の依頼書を含む）の提出なしに自動的に引き落します。なお、入金口座無し等の事由により、振込資金が返却されることとなる場合も、一旦成立した振込契約は不成立とはならず、第2条第1項および第6条第3項が適用されるものとします。

3. インターネットバンキング振込取引の依頼を当社が受け付けた後は、原則として、インターネットバンキングによる依頼内容の変更、依頼の取りやめはできません。振込契約成立後にその依頼内容を変更する場合または、その依頼を取りやめる場合には、当社の三井住友信託ダイレクト担当部署または取引店の窓口において第7条所定の手続きにより取り扱います。

4. 当社が、テレフォンバンキング振込取引を行った場合には、その翌営業日に取引確認書を発行するものとします。また、インターネットバンキング振込取引を行った場合には、手続きの都度、お取引履歴等の表示画面に反映するものとします。手続きの都度、振込資金受取書または振込受付書等の交付は行いません。

第5条 振込通知の発信

振込契約が成立したときは、当社は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに振込通知を発信します。

第6条 取引内容の照会等

1. 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに当社の三井住友信託ダイレクト取引担当部署または取引店に照会して下さい。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。

2. 当社が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、当社から依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答して下さい。当社からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当社は何ら責任を負いません。

3. 振込先の金融機関から入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、当該振込資金は、契約者の普通預金口座に入金されるものとします。

第7条 依頼内容の変更・組戻し

2. インターネットバンキング振込取引の依頼を当社が受け付けた後は、原則として、インターネットバンキングによる依頼内容の変更、依頼の取りやめはできません。振込契約成立後にその依頼内容を変更する場合または、その依頼を取りやめる場合には、当社の三井住友信託ダイレクト担当部署または取引店の窓口において第7条所定の手続きにより取り扱います。

3. インターネットバンキング振込取引を行った場合には、手続きの都度、お取引履歴等の表示画面に反映するものとします。手続きの都度、振込資金受取書または振込受付書等の交付は行いません。

第5条 振込通知の発信

振込契約が成立したときは、当社は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに振込通知を発信します。

第6条 取引内容の照会等

1. 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに当社の三井住友信託ダイレクト取引担当部署または取引店に照会して下さい。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。

2. 当社が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、当社から依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答して下さい。当社からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当社はいっさいの責任を負いません。

3. 振込先の金融機関から入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、当該振込資金は、契約者の普通預金口座に入金されるものとします。

第7条 依頼内容の変更・組戻し

1. ダイレクト振込取引について、振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合またはその依頼を取りやめる場合には、当社の三井住友信託ダイレクト取引担当部署または取引店の窓口において次の訂正または組戻しの手続きにより取り扱います。

(1)訂正または組戻しの依頼にあたっては、当社所定の依頼書に記名押印のうえ、提出して下さい。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

(2)当社は当社所定の依頼書に従って、訂正または組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

(3)組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当社所定の受取書に記名押印の上、取引店に提出して下さい。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

2. 前項の訂正または組戻しの取り扱い、ならびに組戻しされた振込資金の返却について、当社所定の書類に使用された印影を当社が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて手続きしたもののについては、それによって生じた損害について当社は何ら責任を負いません。

3. 第1項の場合において、振込先の金融機関にすでに振込通知を当社が発信したときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

第8条 通知・照会の連絡先

1. ダイレクト振込取引について、契約者に通知・照会をする場合には、当社に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

2. 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくなっても、これによって生じた損害については、当社は何ら責任を負いません。

1. インターネットバンキング振込取引について、振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合またはその依頼を取りやめる場合には、当社の三井住友信託ダイレクト取引担当部署または取引店の窓口において次の訂正または組戻しの手続きにより取り扱います。

(1)訂正または組戻しの依頼にあたっては、当社所定の依頼書に記名押印のうえ、提出して下さい。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

(2)当社は当社所定の依頼書に従って、訂正または組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

(3)組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当社所定の受取書に記名押印の上、取引店に提出して下さい。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

2. 前項の訂正または組戻しの取り扱い、ならびに組戻しされた振込資金の返却について、当社所定の書類に使用された印影を当社が届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いをした場合は、それによって生じた損害について当社はいっさいの責任を負いません。

3. 第1項の場合において、振込先の金融機関にすでに振込通知を当社が発信したときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

第8条 通知・照会の連絡先

1. インターネットバンキング振込取引について、契約者に通知・照会をする場合には、当社に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

2. 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくなっても、これによって生じた損害については、当社はいっさいの責任を負いません。

第9条 手数料

第9条 手数料

1. ダイレクト振込取引の受け付けにあたっては、当社所定の手数料をいただきます。
2. 第7条第1項による振込契約の訂正または組戻しにあたっては、当社所定の組戻手数料をいただきます。
3. この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途いただきます。

第10条 災害等による免責

次の各号の事由により振込資金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当社は何ら責任を負いません。

- (1)災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- (2)当社または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- (3)当社以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき
- (4)契約者が契約しているプロバイダー（インターネット接続事業者）等の障害が生じたとき
- (5)やむを得ない事由により本サービスに係る回線の工事等が発生し、取り扱いを一時停止、または中止したとき

第11条 譲渡、質入れの禁止

ダイレクト振込取引にもとづく契約者の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

第12条 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、三井住友信託ダイレクト取引規定その他の規定、当社の定める手続き、取引慣例等により取り扱います。

第13条 規定の変更

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

1. インターネットバンキング振込取引の受け付けにあたっては、当社所定の手数料をいただきます。

2. 第7条第1項による振込契約の訂正または組戻しにあたっては、当社所定の組戻手数料をいただきます。

3. この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途いただきます。

第10条 災害等による免責

次の各号の事由により振込資金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当社はいっさいの責任を負いません。

- (1)災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- (2)当社または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- (3)当社以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき
- (4)契約者が契約しているプロバイダー（インターネット接続事業者）等の障害が生じたとき
- (5)やむを得ない事由により本サービスに係る回線の工事等が発生し、取り扱いを一時停止、または中止したとき

第11条 譲渡、質入れの禁止

インターネットバンキング振込取引にもとづく契約者の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

第12条 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、三井住友信託ダイレクト取引規定その他の規定、当社の定める手続き、取引慣例等により取り扱います。

第13条 規定の変更

1. 本規定の各条項その他の条件は、法令等に反しない範囲で、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この変更によって生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。 3. 契約者は、本規定についての変更の有無の確認、変更があったときの変更後の規定の郵送等による配布をいつでも当社宛請求することができます。 以 上	2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この変更によって生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。 以 上 (2025 年 11 月 17 日現在)
---	---

三井住友信託ダイレクト外貨普通預金取引規定	
旧	新
第1条 ダイレクト取引 1. 外貨普通預金について、契約者本人名義での口座開設、指定預金口座との間の振り替えによる預け入れ・払戻し、本人名義の外貨建て金融商品との間の振り替えによる購入代金の充当・解約代金の預け入れ等、当社がインターネットバンキングによる取り扱いを認めた取引を当社所定のパーソナルコンピューター等から行うこと（以下、「ダイレクト外貨普通預金取引」という。）ができます。 2. ダイレクト外貨普通預金取引は、当社所定の取引時間に行います。ただし、所定の取引時間内に受付手続きが終了しない場合は、その取引の実行は当社がダイレクト外貨普通預金取引を受け付けた日の翌営業日以降となる場合があります。 3. ダイレクト外貨普通預金口座開設は、取引に際して当社所定の方法により最新の契約締結前交付書面を受領し、商品内容をあらかじめ確認する必要があります。 4. ダイレクト外貨普通預金取引が、指定預金口座の残高不足など預金者の責めに帰すべき事由により、成立しなかったときは、当社に生じた損害の賠償を請求することがあります。	第1条 ダイレクト取引 1. 外貨普通預金について、契約者本人名義での口座開設、指定預金口座との間の振り替えによる預け入れ・払戻し、本人名義の外貨建て金融商品との間の振り替えによる購入代金の充当・解約代金の預け入れ等、当社がインターネットバンキングによる取り扱いを認めた取引を当社所定のパーソナルコンピューター等から行うこと（以下、「ダイレクト外貨普通預金取引」という。）ができます。 2. ダイレクト外貨普通預金取引は、当社所定の取引時間に行います。ただし、所定の取引時間内に受付手続きが終了しない場合は、その取引の実行は当社がダイレクト外貨普通預金取引を受け付けた日の翌営業日以降となる場合があります。 3. ダイレクト外貨普通預金口座開設は、取引に際して当社所定の方法により最新の契約締結前交付書面を受領し、商品内容をあらかじめ確認する必要があります。 4. ダイレクト外貨普通預金取引が、指定預金口座の残高不足など預金者の責めに帰すべき事由により、成立しなかったときは、当社に生じた損害の賠償を請求することがあります。

第2条 外貨普通預金の預け入れ・払戻し ダイレクト外貨普通預金取引の指定預金口座は、本人名義の「代表普通預金口座」とします。 第3条 届出事項 ダイレクト外貨普通預金取引について印章を使用するときは、預金者名義の「代表普通預金口座」の届出印を使用するものとします。取引の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いをした場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。 第4条 規定等の適用 ダイレクト外貨普通預金取引は、この規定のほか、外貨普通預金規定（個人用）、および、三井住友信託ダイレクト取引規定その他の規定、当社の定める手続き、取引慣例等により取扱います。 第5条 規定の変更 1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この変更によって生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。 3. 契約者は、本規定についての変更の有無の確認、変更があったときの変更後の規定の郵送等による配布をいつでも当社宛請求することができます。 以上	第2条 外貨普通預金の預け入れ・払戻し <u>ダイレクト外貨普通預金取引の指定預金口座は、三井住友信託ダイレクト取引規定第1条第6項第1号に定める契約者本人名義の「代表普通預金口座」とします。</u> 第3条 届出事項 ダイレクト外貨普通預金取引について印章を使用するときは、預金者名義の「代表普通預金口座」の届出印を使用するものとします。取引の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いをした場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。 第4条 規定等の適用等 <u>ダイレクト外貨普通預金取引は、本規定のほか、外貨普通預金規定（個人用）、および、三井住友信託ダイレクト取引規定その他の規定、当社の定める手続き、取引慣例等により取扱います。本規定の交付については、当社ホームページ上で掲示しております本規定を契約者においてご確認いただく方法により行うことを、契約者において承諾したものとします。</u> 第5条 規定の変更 <u>1. 本規定の各条項その他の条件は、法令等に反しない範囲で、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この変更によって生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。</u> <u>以上</u> (2025年11月17日現在)
---	--

三井住友信託ダイレクト外貨定期預金取引規定

旧

第1条 ダイレクト取引

1. 外貨定期預金（愛称：外貨革命）および自動継続外貨定期預金（愛称：外貨革命）（以下、これらを総称して「外貨革命」という。）に関する取引の指定預金口座または外貨普通預金口座との間の振替による契約者本人名義でのお預入れ、解約による払戻し、自動継続の停止等、当社がインターネットバンキングによる取扱いを認めた取引を、当社所定のパーソナルコンピューター等から行うこと（以下、「ダイレクト外貨定期預金取引」という。）ができます。
2. ダイレクト外貨定期預金取引は、当社所定の取引時間に行います。ただし、所定の取引時間内に受付手続きが終了しない場合は、その取引の実行は当社がダイレクト外貨定期預金取引を受け付けた日の翌営業日以降となることがあります。
3. ダイレクト外貨定期預金取引のお預入れは、取引に際して当社所定の方法により最新の契約締結前交付書面を受領し、商品内容をあらかじめ確認する必要があります。
4. ダイレクト外貨定期預金取引が、指定預金口座の残高不足など預金者の責めに帰すべき事由により、成立しなかったときは、当社に生じた損害の賠償を請求することがあります。

第2条 外貨定期預金のお預入れ・払戻し

1. ダイレクト外貨定期預金取引の指定預金口座は、本人名義の「代表普通預金口座」とします。
2. 外貨革命の元利金は、外貨革命の預金規定に従い、預金者の指定外貨普通預金口座への振替によってのみ払戻します。

第3条 届出事項

新

第1条 ダイレクト取引

1. 外貨定期預金および自動継続外貨定期預金に関する取引の指定預金口座または外貨普通預金口座との間の振り替えによる契約者本人名義での預け入れ、解約による払戻し、自動継続の停止等、当社がインターネットバンキングによる取扱いを認めた取引を、当社所定のパーソナルコンピューター等から行うこと（以下、「ダイレクト外貨定期預金取引」という。）ができます。
2. ダイレクト外貨定期預金取引は、当社所定の取引時間に行います。ただし、所定の取引時間内に受付手続きが終了しない場合は、その取引の実行は当社がダイレクト外貨定期預金取引を受け付けた日の翌営業日以降となる場合があります。
3. ダイレクト外貨定期預金取引の預け入れは、取引に際して当社所定の方法により最新の契約締結前交付書面を受領し、商品内容をあらかじめ確認する必要があります。
4. ダイレクト外貨定期預金取引が、指定預金口座の残高不足など預金者の責めに帰すべき事由により、成立しなかったときは、当社に生じた損害の賠償を請求することがあります。

第2条 外貨定期預金の預け入れ・払戻し

1. ダイレクト外貨定期預金取引の指定預金口座は、本人名義の「代表普通預金口座」（三井住友信託ダイレクト取引規定第1条第6項第1号に規定する「代表普通預金口座」をいう。以下本規定において同じ。）とします。
2. 外貨定期預金の元利金は、外貨定期預金の預金規定に従い、預金者の指定外貨普通預金口座への振り替えによってのみ払戻します。

第3条 届出事項

ダイレクト外貨定期預金取引について印章を使用するときは、預金者名義の「代表普通預金口座」の届出印を使用するものとします。取引の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いをした場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。 第4条 規定等の適用 ダイレクト外貨定期預金取引は、この規定のほか、外貨定期預金（愛称：外貨革命）規定（個人用）、自動継続外貨定期預金（愛称：外貨革命）規定（個人用）、および、三井住友信託ダイレクト取引規定その他の規定、当社の定める手続き、取引慣例等により取り扱います。 第5条 規定の変更 1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この変更によって生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。 3. 契約者は、本規定についての変更の有無の確認、変更があったときの変更後の規定の郵送等による配布をいつでも当社宛請求することができます。 以 上	ダイレクト外貨定期預金取引について印章を使用するときは、預金者名義の「代表普通預金口座」の届出印を使用するものとします。取引の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いをした場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。 第4条 規定等の適用等 <u>ダイレクト外貨定期預金取引は、本規定のほか、外貨定期預金規定（個人用）、自動継続外貨定期預金規定（個人用）、および、三井住友信託ダイレクト取引規定その他の規定、当社の定める手続き、取引慣例等により取り扱います。本規定の交付については、当社ホームページ上で掲示しております本規定を契約者においてご確認いただく方法により行うことを、契約者において承諾したものとします。</u> 第5条 規定の変更 1. <u>本規定の各条項その他の条件は、法令等に反しない範囲で、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> 2. <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この変更によって生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。</u> 以 上 (2025 年 11 月 17 日現在)
---	---

三井住友信託ダイレクト住宅ローン規定	
旧	新
第1条 適用範囲	第1条 適用範囲等

1. 三井住友信託ダイレクト取引規定に定める契約者が、インターネットバンキングにより当社所定の住宅ローン商品について取り引きを行う際は、住宅ローン契約や特約の各条項および三井住友信託ダイレクト取引規定のほか、本規定により取り扱います。

2. 契約者はインターネットバンキングによる住宅ローン取引を希望する際は、当社所定の方法で手続きするものとします。

第2条 残高等の照会

契約者は、住宅ローン契約の借入残高等、当社所定の契約項目の照会を当社所定のパーソナルコンピューター等（以下、「端末」という。）から行うことができます。（一部の住宅ローン商品を除く。）

第3条 一部繰上返済

1. 契約者は、住宅ローン契約に係る一部繰上返済を端末から申込みことができます。ただし、次の各号に該当するときは、申し込みが行えない場合があります。

(1)住宅ローンの返済用預金口座が、契約者の代表普通預金口座でない場合。

(2)住宅ローンの返済が遅れている場合。

(3)一部繰上返済時に引落口座の残高が必要額に不足している場合。

(4)その他当社所定の条件を満たしていない場合。

2. 契約者は、当社所定の受付時間、手続き日、手数料、返済できる金額等に従って一部繰上返済を申込みます。

3. 契約者は、一部繰上返済の申込後は当該手続きを取り消し・変更できないものとします。

第4条 金利コース変更

1. 三井住友信託ダイレクト取引規定に定める契約者が、インターネットバンキングにより当社所定の住宅ローン商品について取り引きを行う際は、住宅ローン契約や特約の各条項および三井住友信託ダイレクト取引規定のほか、本規定により取り扱います。本規定の交付については、当社ホームページ上で掲示しております本規定を契約者においてご確認いただく方法により行うことを、

契約者において承諾したものとします。

2. 契約者はインターネットバンキングによる住宅ローン取引を希望する際は、当社所定の方法で手続きするものとします。

第2条 残高等の照会

契約者は、住宅ローン契約の借入残高等、当社所定の契約項目の照会を当社所定のパーソナルコンピューター等（以下、「端末」という。）から行うことができます。（一部の住宅ローン商品を除く。）

第3条 一部繰上返済

1. 契約者は、住宅ローン契約に係る一部繰上返済を端末から申込みことができます。ただし、次の各号に該当するときは、申し込みが行えない場合があります。

(1)住宅ローンの返済用預金口座が、契約者の代表普通預金口座（三井住友信託ダイレクト取引規定第1条第6項第1号に規定する代表普通預金口座をいう。

以下本規定において同じ。）でない場合。

(2)住宅ローンの返済が遅れている場合。

(3)一部繰上返済時に引落口座の残高が必要額に不足している場合。

(4)その他当社所定の条件を満たしていない場合。

2. 契約者は、当社所定の受付時間、手続き日、手数料、返済できる金額等に従って一部繰上返済を申込みます。

3. 契約者は、一部繰上返済の申込後は当該手続きを取り消し・変更できないものとします。

第4条 金利コース変更

1. 契約者は、住宅ローン契約に係る金利コース変更を端末から申し込むことができます。ただし、次の各号に該当するときは、申し込みが行えない場合があります。 (1)住宅ローンの返済用預金口座が、契約者の代表普通預金口座でない場合。 (2)住宅ローンの返済が遅れている場合。 (3)金利コース変更時に引落口座の残高が必要額に不足している場合。 (4)その他当社所定の条件を満たしていない場合。 2. 契約者は、当社所定の受付時間、手続日、手数料、変更できる金利コース等に従って金利コース変更を申し込みます。 3. 契約者は、金利コース変更の申込後は当該手続を取り消し・変更できないものとします。 第5条 規定等の準用 本規定に定めのない事項については、三井住友信託ダイレクト取引規定その他の規定、当社の定める手続き、取引慣例等により取り扱います。 第6条 規定の変更 1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この変更によって生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。 3. 契約者は、本規定についての変更の有無の確認、変更があったときの変更後の規定の郵送等による配布をいつでも当社宛請求することができます。 以 上	1. 契約者は、住宅ローン契約に係る金利コース変更を端末から申し込むことができます。ただし、次の各号に該当するときは、申し込みが行えない場合があります。 (1)住宅ローンの返済用預金口座が、契約者の代表普通預金口座でない場合。 (2)住宅ローンの返済が遅れている場合。 (3)金利コース変更時に引落口座の残高が必要額に不足している場合。 (4)その他当社所定の条件を満たしていない場合。 2. 契約者は、当社所定の受付時間、手続日、手数料、変更できる金利コース等に従って金利コース変更を申し込みます。 3. 契約者は、金利コース変更の申込後は当該手続を取り消し・変更できないものとします。 第5条 規定等の準用 本規定に定めのない事項については、三井住友信託ダイレクト取引規定その他の規定、当社の定める手続き、取引慣例等により取り扱います。 第6条 規定の変更 <u>1. 本規定の各条項その他の条件は、法令等に反しない範囲で、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この変更によって生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。</u> 以 上 (2025 年 11 月 17 日現在)
--	--

旧	新
第1条 適用範囲 1. 三井住友信託ダイレクト取引規定に定める契約者が、インターネットバンキングにより当社所定のカードローン商品について取り引きを行う際は、カードローン契約や特約の各条項および三井住友信託ダイレクト取引規定のほか、本規定により取り扱います。 2. 契約者は、このインターネットバンキングによるカードローン取引を希望するときは、当社所定の方法で手続きするものとします。 第2条 残高等の照会 契約者は、カードローン契約の借入残高等、当社所定の契約項目の照会を当社所定のパーソナルコンピューター等（以下、「端末」という。）から行うことができます。（一部のカードローン商品を除く。） 第3条 借入 1. 契約者は、カードローンの借り入れを端末から行うことができます。ただし、次の各号に該当するときは、借り入れが行えない場合があります。 (1)カードローンの返済用預金口座が、契約者の代表普通預金口座でない場合。 (2)カードローンの返済が遅れている場合。 (3)その他当社所定の条件を満たしていない場合。 2. 契約者は、当社所定の受付時間、手続き日、借り入れできる金額等に従って借り入れを行います。 3. 契約者は、カードローンの借り入れ後は当該手続きを取り消し・変更できないものとします。 第4条 返済 1. 契約者は、カードローンの返済を端末から行うことができます。ただし、次の各号に該当するときは、返済が行えない場合があります。 (1)カードローンの返済用預金口座が、契約者の代表普通預金口座でない場合。	第1条 適用範囲等 1. 三井住友信託ダイレクト取引規定に定める契約者が、インターネットバンキングにより当社所定のカードローン商品について取り引きを行う際は、カードローン契約や特約の各条項および三井住友信託ダイレクト取引規定のほか、本規定により取り扱います。<u>本規定の交付については、当社ホームページ上で掲示しております本規定を契約者においてご確認いただく方法により行うことを、契約者において承諾したものとします。</u> 2. 契約者は、このインターネットバンキングによるカードローン取引を希望するときは、当社所定の方法で手続きするものとします。 第2条 残高等の照会 契約者は、カードローン契約の借入残高等、当社所定の契約項目の照会を当社所定のパーソナルコンピューター等（以下、「端末」という。）から行うことができます。（一部のカードローン商品を除く。） 第3条 借入 1. 契約者は、カードローンの借り入れを端末から行うことができます。ただし、次の各号に該当するときは、借り入れが行えない場合があります。 (1)カードローンの返済用預金口座が、契約者の代表普通預金口座（<u>三井住友信託ダイレクト取引規定第1条第6項第1号に規定する代表普通預金口座をいう。</u>以下本規定において同じ。）でない場合。 (2)カードローンの返済が遅れている場合。 (3)その他当社所定の条件を満たしていない場合。 2. 契約者は、当社所定の受付時間、手続き日、借り入れできる金額等に従って借り入れを行います。 3. 契約者は、カードローンの借り入れ後は当該手続きを取り消し・変更できないものとします。 第4条 返済

(2)カードローンの返済が遅れている場合。 (3)その他当社所定の条件を満たしていない場合。 2. 契約者は、当社所定の受付時間、手続き日、返済できる金額等に従って返済を行います。 3. 契約者は、カードローンの返済後は当該手続きを取り消し・変更できないものとしします。 第5条 規定等の準用 本規定に定めのない事項については、三井住友信託ダイレクト取引規定その他の規定、当社の定める手続き、取引慣例等により取り扱います。 第6条 規定の変更 1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとしします。 2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この変更によって生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。 3. 契約者は、本規定についての変更の有無の確認、変更があったときの変更後の規定の郵送等による配布をいつでも当社宛請求することができます。 以 上	1. 契約者は、カードローンの返済を端末から行うことができます。ただし、次の各号に該当するときは、返済が行えない場合があります。 (1)カードローンの返済用預金口座が、契約者の代表普通預金口座でない場合。 (2)カードローンの返済が遅れている場合。 (3)その他当社所定の条件を満たしていない場合。 2. 契約者は、当社所定の受付時間、手続き日、返済できる金額等に従って返済を行います。 3. 契約者は、カードローンの返済後は当該手続きを取り消し・変更できないものとしします。 第5条 規定等の準用 本規定に定めのない事項については、三井住友信託ダイレクト取引規定その他の規定、当社の定める手続き、取引慣例等により取り扱います。 第6条 規定の変更 1. 本規定の各条項その他の条件は、法令等に反しない範囲で、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとしします。 2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この変更によって生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。 以 上 (2025 年 11 月 17 日現在)
---	--

三井住友信託ダイレクト電子交付サービス利用規定	
旧	新
三井住友信託電子交付サービス（以下、「本サービス」といいます。）の申し込みを行ったお客さまは、三 井住友信託電子交付サービス利用規定（以下、「本規定」といいます。）の内容を十分に理解した上で、本 サービスを利用するこ	<u>三井住友信託ダイレクト電子交付サービス（以下、「本サービス」という。）の申し込みを行ったお客さまは、三井住友信託ダイレクト電子交付サービス利用規定（以下、「本規定」という。）の内容を十分に理解した上で、本サービスを</u>

とを、承諾したものとして取り扱います。なお、本規定において特段の定めのない事項については、三井住友信託ダイレクト取引規定が適用されるものとします。

第 1 条 三井住友信託電子交付サービス

1. サービス内容

本サービスは、お客さまへの書面の交付等に代えて、当該書面に記録すべき事項を電子情報処理組織（当社または当社が契約しているデータセンター等の使用に係る電子計算機と、お客さままたはお客 さまが契約しているデータセンター等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報 処理組織をいいます。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下、「電磁的方法」といいます。）により提供（以下、「電子交付」といいます。）するサービスをいいます。

2. 対象書類

（1）本サービスにおいて、当社が電子交付により提供する書類は、金融商品取引法その他の関係法令 等に規定される交付書類および当社が提供するその他の報告書等のうち、当社が定め、当社ホーム ページに掲げる書類（以下、「対象書類」といいます。）とします。

（2）対象書類を変更する場合、当社は事前に当社ホームページで公表するものとし、これによりお客 さまから電子交付を行うことの承諾を得たものとして取り扱います。

（3）本サービスの利用申込みは、本サービス専用画面の「交付対象」ごとに行われます。「交付対象」 内の対象書類はすべて電子交付され、一部を紙媒体で交付することはできません。

利用することを、承諾したものとして取り扱います。なお、本規定において特段の定めのない事項については、三井住友信託ダイレクト取引規定が適用されるものとします。

本規定の交付については、当社ホームページ上で掲示しております本規定をお客さまにおいてご確認いただく方法により行うことを、お客さまにおいて承諾したものとします。

第 1 条 三井住友信託ダイレクト電子交付サービス

1. サービス内容

本サービスは、お客さまへの書面の交付等に代えて、当該書面に記録すべき事項を電子情報処理組織（当社または当社が契約しているデータセンター等の使用に係る電子計算機と、お客さままたはお客さまが契約しているデータセンター等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下、「電磁的方法」という。）により提供（以下、「電子交付」という。）するサービスをいいます。

2. 対象書類

（1）本サービスにおいて、当社が電子交付により提供する書類は、金融商品取引法その他の関係法令等に規定される交付書類および当社が提供するその他の報告書等のうち、当社が定め、当社ホームページに掲げる書類（以下、「対象書類」という。）とします。

（2）対象書類を変更する場合、当社は事前に当社ホームページで公表するものとし、これによりお客さまから電子交付を行うことの承諾を得たものとして取り扱います。

（3）本サービスの利用申込みは、本サービス専用画面の「交付対象」ごとに行われます。「交付対象」 内の対象書類はすべて電子交付され、一部を紙媒体で交付することはできません。

第2条 電子交付の方法

1. 当社は、当社の使用に係る電子計算機に備えられたお客さまファイル（以下、「お客さまファイル」といいます。）に記録された対象書類の記録事項につき、電気通信回線を通じ、三井住友信託ダイレクト［インターネットバンキング］にて閲覧いただく方法により行います。なお、当社の判断により、対象書類の記録事項がお客さまファイルに記録された旨を電子メール等当社所定の方法にてお客さまに通知することがあります。但し、金融商品取引法その他関係法令等で義務づけられる場合を除き、本サービスの内容として当社が通知義務を負うものではありません。

2. 本サービスの利用中および解約後に関わらず、後記第4条1.の閲覧可能期間に閲覧可能である限り、紙媒体での再発行は行いません。また、対象書類であっても、本サービス利用開始前に作成基準日が到来した書類等について、電子交付は行いません。

3. 本サービスの利用期間中であっても、法令の変更、監督官庁の指示、または当社が合理的と判断した場合、対象書類を紙媒体により交付することがあります。この場合、電子交付を行う義務は負いません。

4. お客さまが当社宛に届出している内容により紙媒体による対象書類の交付が不能な状態となっている場合、電子交付は行いません。

第3条 申し込み

1. お客さまは次の各号すべてに該当する場合に本サービスの申し込みができるものとします。

（1）三井住友信託ダイレクト［インターネットバンキング］にて、インターネットバンキング初期登録が完了していること

（2）インターネットをご利用できる端末をお持ちで、当社からの電子メールを受信可能なメールアドレスをお持ちのこと

（3）使用する端末においてPDF閲覧ソフトの利用が可能であること

（4）本規定および当社が指定する各規定の内容を承諾すること

第2条 電子交付の方法

1. 当社は、当社の使用に係る電子計算機に備えられたお客さまファイル（以下、「お客さまファイル」という。）に記録された対象書類の記録事項につき、電気通信回線を通じ、三井住友信託ダイレクト［インターネットバンキング］にて閲覧いただく方法により行います。なお、当社の判断により、対象書類の記録事項がお客さまファイルに記録された旨を電子メール等当社所定の方法にてお客さまに通知することがあります。但し、金融商品取引法その他関係法令等で義務づけられる場合を除き、本サービスの内容として当社が通知義務を負うものではありません。

2. 本サービスの利用中および解約後に関わらず、後記第4条1.の閲覧可能期間に閲覧可能である限り、紙媒体での再発行は行いません。また、対象書類であっても、本サービス利用開始前に作成基準日が到来した書類等について、電子交付は行いません。

3. 本サービスの利用期間中であっても、法令の変更、監督官庁の指示、または当社が合理的と判断した場合、対象書類を紙媒体により交付することがあります。この場合、電子交付を行う義務は負いません。

4. お客さまが当社宛に届出している内容により紙媒体による対象書類の交付が不能な状態となっている場合、電子交付は行いません。

第3条 申し込み

1. お客さまは次の各号すべてに該当する場合に本サービスの申し込みができるものとします。

（1）三井住友信託ダイレクト［インターネットバンキング］にて、インターネットバンキング初期登録が完了していること

（2）インターネットをご利用できる端末をお持ちで、当社からの電子メールを受信可能なメールアドレスをお持ちのこと

（3）使用する端末においてPDF閲覧ソフトの利用が可能であること

（4）本規定および当社が指定する各規定の内容を承諾すること

2. 申し込みの方法 三井住友信託ダイレクト［インターネットバンキング］の所定の画面からの申し込みとなります。

第4条 対象書類の閲覧

1. 閲覧可能期間

（1）対象書類の電子交付は、対象書類の作成基準日が本サービスの利用期間中であることが条件となります。なお、対象書類の作成基準日は、当社が定めるものとします。

（2）閲覧可能期間は、対象書類の記録事項が閲覧可能となった日から当社が別途定める期間とします。なお、対象書類の閲覧可能期間について金融商品取引法その他関係法令等で規定されている場合は、当該期間と同一とします。

2. 閲覧の停止・対象書類の消去 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には対象書類の閲覧を停止、または消去することができるものとします。

（1）対象書類の記録事項を紙媒体により交付した場合

（2）お客さまが当社の定める方法により対象書類の消去の申し出をし、かつ当社がこれを了承した場合

（3）後記5条2. の解約事由のいずれかに該当する場合および電子書面の正確性を保つ場合等、当社がやむを得ないと判断する場合

第5条 本サービスの解約

1. お客さまが、本サービスを解約する場合、当社所定の手続きをとり、紙媒体での交付に変更できるものとします。

2. 以下の各号の事由がひとつでも生じた場合には、当社は、お客さまに通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。

2. 申し込みの方法

三井住友信託ダイレクト［インターネットバンキング］の所定の画面からの申し込みとなります。

第4条 対象書類の閲覧

1. 閲覧可能期間

（1）対象書類の電子交付は、対象書類の作成基準日が本サービスの利用期間中であることが条件となります。なお、対象書類の作成基準日は、当社が定めるものとします。

（2）閲覧可能期間は、対象書類の記録事項が閲覧可能となった日から当社が別途定める期間とします。なお、対象書類の閲覧可能期間について金融商品取引法その他関係法令等で規定されている場合は、当該期間と同一とします。

2. 閲覧の停止・対象書類の消去

当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には対象書類の閲覧を停止、または消去することができるものとします。

（1）対象書類の記録事項を紙媒体により交付した場合

（2）お客さまが当社の定める方法により対象書類の消去の申し出をし、かつ当社がこれを了承した場合

（3）後記5条2. の解約事由のいずれかに該当する場合および電子書面の正確性を保つ場合等、当社がやむを得ないと判断する場合

第5条 本サービスの解約

1. お客さまが、本サービスを解約する場合、当社所定の手続きをとり、紙媒体での交付に変更できるものとします。

2. 以下の各号の事由がひとつでも生じた場合には、当社は、お客さまに通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。

(1)「三井住友信託ダイレクト利用規定」に定める三井住友信託ダイレクトの解約条件に該当したとき

(2) 当社のすべてのお客さまに対し、本サービスを終了したとき

(3) その他本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき

第6条 免責事項等

1. 本サービスに係るご連絡は、お客さまが三井住友信託ダイレクト〔インターネットバンキング〕に登録済のメールアドレス宛に行います。登録変更を怠る等によりメールの延着、不着があった場合には、当該メールは通常到達すべきときに到達したものとみなし、延着、不着による損害について、当社は一切の責任を負いません。なお、一般的に合理的と認められる方法により当社がウイルスチェックを行っている限りにおいて、万一お客さまの端末がウイルスに感染してしまった場合でも、当社はいっさいの責任を負いません。

2. 以下の事項により生じた損害については、当社はいっさいの責任を負いません。

(1) 当社および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、①通信機器、回線およびコンピュータ等の誤作動、障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等により、取扱いの誤り、遅延または不能が生じたとき、②インターネット等の通信経路において不正アクセス等がなされたことによりお客さまの暗証番号、パスワード、確認番号または会員番号、その他の取引情報等が漏洩したとき。

(2) 当社および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当社が送信した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じたとき。

(3) 災害・事変等当社の責めに帰すことできない事由、または公的機関、監督官庁等の措置、メンテナンス実施等やむを得ない事由により、取扱いの誤り、遅延または不能が生じたとき。

(1)「三井住友信託ダイレクト取引規定」に定める三井住友信託ダイレクトの解約条件に該当したとき

(2) 当社のすべてのお客さまに対し、本サービスを終了したとき

(3) その他本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき

第6条 免責事項等

1. 本サービスに係るご連絡は、お客さまが三井住友信託ダイレクト〔インターネットバンキング〕に登録済のメールアドレス宛に行います。登録変更を怠る等によりメールの延着、不着があった場合には、当該メールは通常到達すべきときに到達したものとみなし、延着、不着による損害について、当社は一切の責任を負いません。なお、一般的に合理的と認められる方法により当社がウイルスチェックを行っている限りにおいて、万一お客さまの端末がウイルスに感染してしまった場合でも、当社はいっさいの責任を負いません。

2. 以下の事項により生じた損害については、当社はいっさいの責任を負いません。

(1) 当社および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、①通信機器、回線およびコンピュータ等の誤作動、障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等により、取扱いの誤り、遅延または不能が生じたとき、②インターネット等の通信経路において不正アクセス等がなされたことによりお客さまの暗証番号、ログインパスワード等の三井住友信託ダイレクト取引規定第2条第2項に定める本人認証情報または会員番号、その他の取引情報等が漏洩したとき。

(2) 当社および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当社が送信した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じたとき。

(3) 災害・事変等当社の責めに帰すことできない事由、または公的機関、監督官庁等の措置、メンテナンス実施等やむを得ない事由により、取扱いの誤り、遅延または不能が生じたとき。

(4) お客様の端末が正常に稼働しなかったことにより、取扱いの誤り、遅延または不能が生じたとき。 (5) 第4条2. に基づく閲覧の停止・対象書類の消去 (6) 第5条に基づく本サービスの解約 (7) 第7条に基づく本規定の変更 (8) 第8条に基づく本サービスの終了 第7条 本規定の変更 1. 本規定は、法令の変更、監督官庁の指示等により、本サービスを提供していく上で変更が必要であると当社が判断した場合、改定されることがあります。 2. 前項に基づき本規定を改定する場合、当社は事前に当社ホームページ、本サービス専用画面等で周知することにより変更できるものとします。 第8条 本サービスの終了 1. 法令の変更、監督官庁の指示等、本サービスを提供していく上で、当社が必要と判断した場合、本サービスを終了することがあります。 2. 前項に基づき本サービスを終了する場合、当社は事前に当社ホームページで周知することとします。 以上	(4) お客様の端末が正常に稼働しなかったことにより、取り扱いの誤り、遅延または不能が生じたとき。 (5) 第4条2. に基づく閲覧の停止・対象書類の消去 (6) 第5条に基づく本サービスの解約 (7) 第7条に基づく本規定の変更 (8) 第8条に基づく本サービスの終了 第7条 本規定の変更 <u>1. 本規定の各条項その他の条件は、法令等に反しない範囲で、当社ホームページまたは本サービス専用画面等への掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この変更によって生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。</u> 第8条 本サービスの終了 1. 法令の変更、監督官庁の指示等、本サービスを提供していく上で、当社が必要と判断した場合、本サービスを終了することがあります。 2. 前項に基づき本サービスを終了する場合、当社は事前に当社ホームページで周知することとします。 以上 (2025年11月17日現在)
---	---

三井住友信託海外ダイレクト取引規定	
旧	新
第 1 条 適用範囲 三井住友信託ダイレクト取引規定に定める契約者等のうちいずれかの者が海外に居住することになった場合は、三井住友信託ダイレクトを利用することはできません。 かかる場合、当社所定の方法で住所変更を届出いただくことにより、契約者等は三井住友信託海外ダイレクトを利用することができます（以下、当該届出を行った契約者等を「海外ダイレクト契約者等」といい、このうち契約者のみを「海外ダイレクト契約者」という。）。 契約者等が、三井住友信託海外ダイレクトを利用する際は、三井住友信託ダイレクト取引規定の他、三井住友信託海外ダイレクト取引規定（以下、「本規定」という。）により取扱います。なお、特段の定めのない限り、三井住友信託ダイレクト取引規定における定義は、本規定においても適用されるものとします。 第 2 条 三井住友信託海外ダイレクト 1. 概要 （1）三井住友信託海外ダイレクトは、海外ダイレクト契約者等ご本人が、端末を通じて当社所定の取引（取引に関する照会、届出を含む。以下同じ。）を依頼した場合に、当社がその手続きを日本時間を基準として行うサービスをいいます。 （2）三井住友信託海外ダイレクトの利用は、三井住友信託ダイレクト取引規定に定める三井住友信託ダイレクトの契約締結手続きが完了し、三井住友信託ダ	第 1 条 適用範囲等 三井住友信託ダイレクト取引規定に定める契約者等のうちいずれかの者が海外に居住することになった場合は、三井住友信託ダイレクトを利用することはできません。 かかる場合、当社所定の方法で住所変更を届出いただくことにより、契約者等は三井住友信託海外ダイレクトを利用することができます（以下、当該届出を行った契約者等を「海外ダイレクト契約者等」といい、このうち契約者のみを「海外ダイレクト契約者」という。）。 契約者等が、三井住友信託海外ダイレクトを利用する際は、三井住友信託ダイレクト取引規定の他、三井住友信託海外ダイレクト取引規定（以下、「本規定」という。）により取扱います。なお、特段の定めのない限り、三井住友信託ダイレクト取引規定における定義は、本規定においても適用されるものとします。<u>本規定の交付については、書面の交付または当社ホームページ上で掲示しております本規定を契約者等においてご確認いただく方法により行うことを、契約者等において承諾したものとします。</u> 第 2 条 三井住友信託海外ダイレクト 1. 概要 （1）三井住友信託海外ダイレクトは、海外ダイレクト契約者等ご本人が、端末を通じて当社所定の取引（取引に関する照会、届出を含む。以下同じ。）を依頼した場合に、当社がその手続きを日本時間を基準として行うサービスをいいます。 （2）三井住友信託海外ダイレクトの利用は、三井住友信託ダイレクト取引規定に定める三井住友信託ダイレクトの契約締結手続きが完了し、<u>三井住友信託ダ</u>

イレクトの利用に際して必要となる会員番号および確認番号を記載した三井住友信託ダイレクトご利用カードの発行を受けていることが前提となります。

2. 利用可能なサービス

三井住友信託海外ダイレクトでご利用いただけるサービスは、三井住友信託ダイレクトの各種サービスのうち当社所定のサービスに限定するものとします。なお、当社は三井住友信託海外ダイレクトのサービスの対象となる取引を、海外ダイレクト契約者等に事前に連絡することなく変更する場合があります。

3. サービス利用対象者

三井住友信託海外ダイレクトの利用対象者は、海外ダイレクト契約者等で当社が利用を認めた方のみとなります。

第3条 免責

三井住友信託海外ダイレクトの利用により生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。なお、各国の法令、事情、その他の事由により、三井住友信託海外ダイレクトのサービスの全部または一部をご利用できないことがあります。また、一時的に三井住友信託海外ダイレクトを国内からご利用する場合、当社はそれらの行為はすべて海外で行われたものとみなし、国内からの三井住友信託海外ダイレクトの利用により生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。

第4条 通知等の連絡先

当社は海外ダイレクト契約者等に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、当社に所定の方法で届出た国内連絡先・国内の電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

第5条 三井住友信託海外ダイレクトの終了事由

三井住友信託海外ダイレクトは以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当然に終了するものとします。ただし、第4号に基づく海外ダイレクト契約者

イレクトの利用に際して必要となる会員番号を付与されていることが前提となります。

2. 利用可能なサービス

三井住友信託海外ダイレクトでご利用いただけるサービスは、三井住友信託ダイレクトの各種サービスのうち当社所定のサービスに限定するものとします。当社は三井住友信託海外ダイレクトのサービスの対象となる取引を、海外ダイレクト契約者等に事前に連絡することなく変更する場合があります。なお、海外ダイレクト契約者等は三井住友信託インターネットバンキングアプリを利用することができません。

3. サービス利用対象者

三井住友信託海外ダイレクトの利用対象者は、海外ダイレクト契約者等で当社が利用を認めた方のみとなります。

第3条 免責

三井住友信託海外ダイレクトの利用により生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。なお、各国の法令、事情、その他の事由により、三井住友信託海外ダイレクトのサービスの全部または一部をご利用できないことがあります。また、一時的に三井住友信託海外ダイレクトを国内からご利用する場合、当社はそれらの行為はすべて海外で行われたものとみなし、国内からの三井住友信託海外ダイレクトの利用により生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。

第4条 通知等の連絡先

当社は海外ダイレクト契約者等に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、当社に所定の方法で届出た国内連絡先・国内の電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

第5条 三井住友信託海外ダイレクトの終了事由

三井住友信託海外ダイレクトは以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当然に終了するものとします。ただし、第4号に基づく海外ダイレクト契約者

からの解約の通知は書面または当社所定の方法によるものとします。なお、第2号に該当する場合、当該契約者等は引き続き三井住友信託ダイレクト取引規定にしたがい三井住友信託ダイレクトを利用することができます。 (1) 三井住友信託ダイレクトが解約された場合 (2) 海外ダイレクト契約者等の全ての者が、国内に居住することになり、当社所定の方法で住所変更を届出いただいた場合 (3) 海外ダイレクト契約者等が継続的に国内から三井住友信託海外ダイレクトを利用している場合その他の海外ダイレクト契約者等の三井住友信託海外ダイレクトの利用状況を踏まえ、当社が海外ダイレクト契約者等に対し三井住友信託海外ダイレクトを解約する旨の通知をした場合 (4) 当社または海外ダイレクト契約者が相手方に対し三井住友信託海外ダイレクトを解約する旨の通知をした場合 第6条 規定等の準用 本規定に定めのない事項については、三井住友信託ダイレクト取引規定、三井住友信託ダイレクト振込規定その他の関連規定により取扱います。 第7条 規定の変更 1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 以上	からの解約の通知は書面または当社所定の方法によるものとします。なお、第2号に該当する場合、当該契約者等は引き続き三井住友信託ダイレクト取引規定にしたがい三井住友信託ダイレクトを利用することができます。 (1) 三井住友信託ダイレクトが解約された場合 (2) 海外ダイレクト契約者等の全ての者が、国内に居住することになり、当社所定の方法で住所変更を届出いただいた場合 (3) 海外ダイレクト契約者等が継続的に国内から三井住友信託海外ダイレクトを利用している場合その他の海外ダイレクト契約者等の三井住友信託海外ダイレクトの利用状況を踏まえ、当社が海外ダイレクト契約者等に対し三井住友信託海外ダイレクトを解約する旨の通知をした場合 (4) 当社または海外ダイレクト契約者が相手方に対し三井住友信託海外ダイレクトを解約する旨の通知をした場合 第6条 規定等の準用 本規定に定めのない事項については、三井住友信託ダイレクト取引規定、三井住友信託ダイレクト振込規定その他の関連規定により取扱います。 第7条 規定の変更 <u>1. 本規定の各条項その他の条件は、法令等に反しない範囲で、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この変更によって生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。</u> <u>以上</u> (2025年11月17日現在)
--	--

以上